

【教育部関係】

議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

Q. 早速ですけど、10款の教育費の中の、小学校管理費、中学校管理費、義務教育学校管理費、学校教育費の電気料の高騰分の補正額の提案が出てます。これ、いずれも学校教育課の主管なんですが、今回、社会教育課が主管するその社会教育施設等の電気料なんかは、当初予算の中で間に合っているのか間に合っていないのか。それを伺いたいと思います。

A. 社会教育課のほうは、間に合っているということになりますので、補正予算等の対応はございません。

以上です。

Q. ということは、社会教育施設の場合には、日中ずっと使ってるとか、毎日使ってるとかじゃなくって、ある程度スポット的に使うから少ないのか。逆に、学校教育施設の場合には、学校が代表されるように毎日使うもんで、日中もずっとエアコン回したりとか、照明をつけてあるとか、そういったところがあるんで、予算の範囲を超えちゃって、やっぱり新たな予算が欲しいというか、そういう状況ということですか。

A. 社会教育施設につきましては、やはり議員おっしゃるとおり、フルタイムで使っておりませんので、スポット的に使う場合が多いということです。ただやはり予算的にはです、ある程度多めにとっておかないとですね、どういう状況になるかわからないということで、余剰を多少見込んでおりますので、その分で対応出来ているという状況になります。

学校につきましては、やはり毎日使っております。今回割と、割といいますか、ダイレクトに来てますのがやはりその高騰分がかなりウェートを占めておりますので、そういう意味では、学校教育のほうから、学校施設のほうは、今、電気料の不足が見込まれているという状況ですので、補正予算でお願いをしているというようなことになります。

以上です。

Q. これについては最後聞きますけど、昨日の総務経済委員会の中でもあったんですけども、いわゆる、電気をなるべく消費しないということで、いろいろと工夫はされていると思いますけれども、例えば照明であっても、省エネのLEDであるとか、あとその

他電気製品でも省エネのものなんか今、出てるんですけど、LED照明について、学校教育施設、この給食センターも入ってますけど、LED照明への更新の状況、進捗率、その辺の数字っていうのが押さえられていけば教えてもらいたいし、どんな状況で進んでいるのか、また、これからどんな計画で教育部は考えているのかを教えてください。

A. LED化につきましては、今体育館についてはですね、水銀灯がなくなるということで、昨年度から始めまして来年度までの3か年で、体育館のほう、LED化にするというような計画で進んでおります。で、一般の教室とかですね、その他給食センターなどにおきましては、まとまった計画ってのは今のところないんですけども、器具が破損したりですね、寿命が来たときには、順次LEDに交換してるということで、予算の中でですね、許される限りで、例えばちょっと暗いとかですね、そういう部分につきましては積極的にLED化をしていくということで今進めております。

進捗率につきましてはですね、まだ10%ぐらいしか進んではないと思いますけども、そういうところで、交換については積極的にLEDにしていくようには各施設には進めております。

以上です。

Q. お願いします。

あと学校教育課で債務負担行為のところになりますので一応確認の意味でもう1回聞きます。

給食センターの分の債務負担行為がそれぞれ上がっています。令和4年度から令和6年度までということで令和7年の3月末までということの債務負担行為ということです。このタイミングで、令和6年度末までの債務負担行為でこれらが今回上がってきた経過とか、もう1回確認させてください。

それと合わせて、令和7年度からの新中学校との絡みで、令和6年度末までで何か一旦切れて、令和7年度から変わるっていうようなことのものがこの中に入っているのかどうかっていうことは、今言えるところまででいいので教えてください。

A. まずですね、こちらの今現在の債務負担行為の関係につきましては、令和2年度から令和4年度までの契約に基づくものということの中で、債務負担行為を上げさせていただきました。今回の債務負担行為、令和4年度から令和6年度までという形になっておりますけれども、基本的に令和4年度の部分というのは、基本的にはお金は、準備の段階なのでかかっておりません。で、令和5年度、6年度の部分の契約の金額がこちら

のほうに載せさせていただいております。っていうところの中で、やはり新中学校を整備、開校することによって給食施設も変わってまいります。

結局、新中学校の給食棟がなくなるもので、そうすると3か年の契約というのが出来なくなってきました。そこで見直しが必要になりますので、今回は2か年の契約内容の中でとらさせていただいて、令和7年度のところを改めて、状況を見て、また、債務負担行為等の提案をさせていただくという形になろうかと思っております。

以上です。

A. ちょっと修正をお願いします。

債務負担行為は契約額ではなくてですね、設計額、今現在の設計額になりますので、今年度、債務負担を補正で計上させていただきまして、来年度4月早々からですね、できるように入札の準備を行うというものでありますので、今、設計額ですので、はい。申し訳ございません。

Q. 今の委員の給食センター関連の債務負担行為の追加補正の件なんですけど、それぞれ設計額ということで、部長が今回答されましたけども、当局が設計、要はこの金額を見積もる段階で、内訳というか、根拠というか、その辺を全体でいいですから教えていただきたいんですけど。

どんなところに配慮して、金額を設計したのか。

A. やはりですね、こちらのほう、人件費のほうがかかりかかっているようなところでございます。基本的には人件費、あと保健衛生に係る費用、あとは現場の経費というところの中で見積りをとらせていただいております。

人件費に関しましては、調理責任者、調理副責任者と調理員の方々の人件費という形になります。あとは保健衛生費というのは健診とか、検便の費用とか薬品代とかになります。あと現場経費については、通信費とか研修だとかクリーニング代とか、あとはかかる経費という形になるんですが、その中で、やはり例えばですね、天城給食センターの例を見てみますと、労務費のほうが3,000万円程度という形で、保健衛生については140万円程度、現場経費については260万円程度というところの中で見積りをさせていただいて、その消費税掛ける2年間分という形で積算させていただきました。

Q. 人件費等々も、やっぱり、昨今の物価高騰の影響を受けて多少上がってくるんじゃないかっていう、そういう話もあるんですけど、その辺も見込んであるということによろしいですか。

それとあと確認ですけど、委託費の中には、いわゆる原材料、賄い材料というのは含まれていないということでもよろしかったでしたっけ。確認します。

A. 賄い材料費は含まれておりません。

人件費のほうも1,000円程度、一応見込みをさせていただいているところでございます。

A. ちょっと、お答えになっていませんので。

人件費につきましては、やはり2か年ってということで、今年度までは3か年分ということである程度の人件費の上昇分というのも見込んでおります。よほどですね、世の中の動向が変わりまして人件費が上がった場合には、その辺につきましては協議といいますか、そういうことで対応はしていくような体制はとっております。

以上です。

Q. よろしくお願ひします。

教育費のほうで小学校、中学校、学校給食費、各々電気代の増ということで、それぞれ上がっているんですけども、この数字っていうのは、過去の数字と未来の、要するに、3月までの数字を見込んだ数字なのか。そしてもう一つは、電気料の高騰について、学校としてどれぐらいの対策を立てての節電対策を立てているのかそれだけ教えていただければありがたいと思いますけど。

A. こちらの数字については、上昇率を見ながら設定をさせていただいているところでございます。

学校の節電の対策の取組ですけれども、基本的には空調設備の運用指針というものを定めさせていただいております。例えば、気温で何度っていう形、夏は28度という形をつけさせていただいております。あとは、空調を一斉に稼働をすることは控えさせていただいて、最大使用量の電力を抑えているというところでございます。

あと、各学校に聞き取りをさせていただいているところによりますと、消灯をさせていただいたりとか、あとは廊下、階段等はどうとにかく不必要なところは消してあるという形、あとは職員室の温度計をチェックしながらエアコンの温度を教えるとか、各種、学校によって様々な取組がなされているところでございます。

以上です。

Q. もう1回だけ、ちょっと質問させてもらいたい。

今これ、見込みも含めての金額だということなんですけども、この東電の表を見ると、

また30何%、40%に近い数字が値上げをっていうのをもう告示されている、そういう数字も見込んであるのかどうか、そこら辺を教えてください。それで終わりにします。

A. 現状の電気料というものが電気の使用料に大体通常よりも10%弱くらい増えているような状況です。それに加えて使用料については30%ぐらい上がっているというところの中で積算をさせていただいておりますので、現状のところは問題ないかと認識しております。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど健康福祉部、市民部所管分と併せて行う。

【健康福祉部関係】

議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. よろしくをお願いします。

補正予算の中では民生費のうちの子ども園費と児童発達支援センター費の電気料の増ということだけじゃないかなと思うんで、それについて伺いますけれども、いずれも、これはこども園については公立のこども園、私立のこども園、児童発達支援センターはもちろん公立なんですけど、私立のこども園等について、その辺の価格高騰に、いわゆる支援金とか、その辺の、私立のこども園からの要請であるとか、その辺のことっていうのはなかったんですかね、伺います。

A. 私立のこども園、4園ございますが、それにつきましては、私立のこども園と認可外保育所というのがございまして、そこにつきましては、県のほうから利用定員掛ける2,000円という形で補助があります。市のほうもですね、県の2分の1として、利用定員掛ける1,000円という補助を考えておりまして、今要綱を作成中で、制度が整え次第、支給していこうと思っております。

Q. 県のほうが補助されるということで市のほうも、あと対応するという話だったんですけど、予算取らなきゃいけないですよ、それは。そうすると、今年度のうちの支援だと思っただけで、どのタイミングで議会に提案されますか。

A. 9月ですね、補正予算の予備費の中に、この物価高騰が入っています。もう、

予備費の一部で支給するということで。

Q. そうすると、私立は予備費で対応します。公立については新たに補正頼みます。予備費で対応出来ませんでしたか。

A. すいません。そこは検討のほうはしませんでした。公立園につきましては通常の予算ですので、今回電気料として補正をさせていただきました。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど教育部、市民部所管分と併せて行う。

【市民部関係】

| | |
|------------------------------|--------|
| 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第5回) | 【所管科目】 |
|------------------------------|--------|

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. よろしくをお願いします。

補正予算の中では、総務費の中の賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費、税務課と市民課にわたるんですけど、例のマイナンバーカードの交付率を向上させるための施策と、今交付状況が結構申請も増えているという中での予算措置の提案なんですけど、これは一部、この後条例の審査にも入りますけども、手数料の改正条例とかその辺の絡みがあると思うんで、お聞きしたいと思います。

一応確認ですけどまず初めにマイナンバーカードの申請率、交付率、それぞれ、現時点で教えてください。

A. 議会の中でも杉山武司議員の質問で杉山武司議員に御説明したのがですね、10月末の現在の数字だったんですが、11月30日現在が出ましたのでそれを説明させていただきます。まず、交付件数が1万6,983件、交付率が57.92%。伸び率も3.17、前年10月31日からの伸び率が3.17と伸びております。交付率のほうは以上でございます。

Q. 57.9%ということで、県内においても、県内平均を上回るような交付率になっていると思うんですけど、余談ですけど何か国のほうで、この何だっけ、補正予算、何か通ったかあれなんですけど、いわゆる交付率が高い自治体には、新たに交付金も出すようなそんな話もあったんですけど、国のほうの施策でどんどんどんどんこれは進めていくようなんですけども、ちょっとそのマイナンバーカードに関連してなんですけども、いわ

ゆる、その保険証とひも付けするとか、銀行口座とひも付けするとか、そういったことがあるんですけども、今保険証とひも付けされている方も交付された方には少なからずいらっしやると思うんですが、マイナンバーカードのメリットの面でね、そうしたことが1枚のカードでできるよっていうメリットの中で、その保険証とのひも付けに関して、今、マイナンバーカードで実際に受診ができる、そういった診療所、病院というのは市内にどれぐらいあるんですか。

A. まだ市内の医療機関はちょっとまだマイナンバーカードを保険証として利用できるところは少なくてですね、今現状は中伊豆温泉病院、青山内科クリニック、あと伊豆慶友病院のその3か所になります。あとの薬局さんであるとかという一部の薬局で利用出来ますけれども、今後広がっていく見込みであるというふうに伺っております。

以上です。

Q. 確かにその交付率向上のためには、やはり取得していただいて、実際にメリットを感じていただかないと意味がないと思いますし、そもそも、マイナンバーカード制度っていうのを普及させるためには、いずれは現金口座ともひも付けをして、いろいろ補助金等も直接、事務手続が簡素化されて振り込まれるようなそういうメリットもあると思うんですけど、今言ったね、その一つ、保険証に関わるその医療機関への対応のほうなんですけど、今年度あわせてそうした医療機関へ働きかけっていうのは、これは国がやるんですか、県がやるんですか、市がやるんですか伺います。

A. 基本的に保険証のほうは各保険者のほうで、もう個々にマイナンバーカードを利用しているデジタル化ということで進めておりますので、特別、県が動いて、国が動いてっていう、例えば市民課が動いてっていうのはないんですが、保険者、保険証のところはもう実際に保険証をマイナ保険証に替えますよっていう部分で、もう進めるということでございます。

以上です。

Q. ちょっと確認したいんですが、今、課長がおっしゃった保険者という言葉なんですけど、それは、医療機関を指すのか、そうじゃなくって、いわゆる一般の市民のことなのか。僕は医療機関が、要はマイナ保険証を活用できるように、例えば国であったりとか県であったりとか、市のほう、自治体、行政がですね主導して、そちらのほうを推進するような、そういうような動きっていうのは、実際、あるのかどうかっていうのを確認したんですけども。いかがですか。

A. 市町単位ではそのような動きってのはなくてですね、国が、厚生労働省になると思い

ますけれども、補助金を出して、マイナ保険証のリーダーのほうの導入の補助金のほうを出しているというふうに聞いております。

Q. すいません、ちょっとお聞きします。

先ほど伊豆市は3件、今、中伊豆温泉病院、青山さん、慶友病院なんですけど、順天堂とか、田方医療はどうなんでしょうか。

A. 順天堂はやっております。田方医療はまだだと思えます。ちょっと、全ての医療機関、今手持ち資料がないものですからわからないんですけど、順天堂は間違いなくマイナ保険証を導入をしております。

Q. 今度は繰越明許の追加補正の衛生費の環境保全事業616万円なんですけど、これは説明によりますと、伊豆スカイラインカントリークラブ、いわゆる上白岩のメガソーラーの計画に対しての意見書を作成するための委託ということなんですけど、この616万円の委託料の中身はどんな内訳になってるのか伺います。

A. 意見書作成業務の中身につきましては、まず、専門家による準備書というものの中身の精査をしていただきます。それについて問題点等があった場合につきましては、それに対する市長意見の基となる、あれですね質疑のようなものをできる限りたくさん上げていただきます。その質疑の中から、意見書の基となるようなデータを抽出しまして、市の職員と一緒に意見書を作成するというような補助的なものとあわせて実施する業務でございます。

以上です。

Q. 人件費がほとんどっていうふうに考えていいんでしょうか。

A. はい、人件費になります。

Q. 専門家っていうのは具体的にどのような業種の方ですか。

A. 環境系のコンサルタントに委託しようかと考えております。

Q. その環境衛生コンサルタントの方っていうのは、初めて委託する方ですか。これまでも、例えば環境衛生課のほうで市内の環境に関わる問題について相談させていただいた方ですか。

A. 委託先につきましては、これからの入札案件になりますので、どなたになるかというところでございます。

Q. 最後にしますけど、すいません。私、まだちょっと存じ上げないもんで確認したいん

ですけど、事業者が環境影響評価、いわゆる環境アセスのほうを進めてその報告書を出したのか、出していないのかということが一つと、あとは、昨年ですね、ちょうど1年前になるんですけど、伊豆スカイラインカントリークラブの別荘地のオーナーの会の方々が、市長を訪ねて、環境アセスに対する要請書っていうのを出しています。それと同時に、私たち議会も、去年の9月定例会で、そのオーナーの会の方々の請願を採択しています。

内容はですね、御存じかと思えますけれども、環境アセスの、いわゆる範囲ですよ、調査範囲。調査範囲であるとか調査項目、その辺をもっと業者が提案してきた方法書よりもっと広げて調査すべきっていうことを、市なり県のほうに要請をされてるんですけど、今回の環境アセスについては、その辺が広げられてるのかどうなのか。2点お伺いします。

A. まず、次の準備書については業者から出ておりません。で、範囲が広げられているかどうかという点につきましても、出ていないものですからちょっとまだ定かではございませんが、前回方法書のときの意見につきましても、ちゃんとやるようにという県知事意見を受けまして出ておりますので、何らかの措置がとられているのではないかと考えております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

| |
|------------------------------------|
| 議案第78号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回) |
|------------------------------------|

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. よろしく願います。

議案説明の中で、一般被保険者国民健康保険税、いわゆる歳入のほうなんですけど、こちらの国民健康保険税が減少ということで654万6,000円ということで、それに対して一般会計から繰入れるということなんですけど、当初の想定より、軽減世帯が増加したっていうことなんですけど、具体的な件数を教えてください。

A. 件数、具体的な件数ですが、まず、7割軽減世帯が93世帯増えた。すいません、軽減が増えたもんですから、ということですいません、93世帯増えました、軽減世帯が。その軽減された部分の保険税を補填するような形で、5割世帯が13世帯になります。

以上でございます。

A. この補助金は世帯ばかりでなく被保険者1人についても補填される負担金となつてございまして、当初で7割の軽減被保険者を1,550名で想定してございました。それが、負担金の申請時、この補助金を作成するときには、そういう1,809名の7割軽減世帯の差がわかりました。で、そのほか、5割軽減でございますが、当初では1,500名を想定してございました。で、同じく、この補助金の申請時には、1,527名ということが判明されました。

以上でございます。

Q. この増えた理由っていうのは、やっぱ昨今のあれですかね、いろんな物価の上昇であつたりとかそういったところで、家計を含めた経済状況の悪化というのがほとんどということでしょうか。

A. おっしゃるとおりでございます。このコロナ禍における景気の低迷等におきまして、1人当たりの所得が減ったことが、主な原因と予測されます。

以上でございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

| |
|----------------------------|
| 議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について |
|----------------------------|

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部
改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 今回の条例改正は本会議でも議案質疑がありましたけれども、9月に定めた条例の一部改正ということで、内容としては事業系の持込みの剪定枝の手数料を追加するという内容なんですけれども、金額の根拠等については、全協で事前に説明もありましたのでいいんですけれども、このいわゆるその事業系については、家庭系と比べて倍の値段の手数料設定にしてあります。事業系の一般廃棄物、いわゆるその剪定枝に限りますけど、具体的にどんな事業の方、市内のどんな事業の方がその事業系の一般廃棄物として剪定枝を出すというふうに想定されてますか。

A. 剪定枝ですので基本的には造園業を行う方が中心になるかと思えます。それから、シルバー人材センターの委託においてもですね、同様に庭の手入れ等も行ってまいりますので、そういう業種の方からはお持ちいただく対象になるかと思えます。

Q. そうした対象となる事業者の方に今度御負担いただくわけなんですけど、事前に提案される前に、そういった方々との協議というのはされましたか。

A. 造園業者さんにはですね、いろいろ商工会等も伺った中ではですね、組合等はないもんですから、幾つか、割と手広くやられている業者さんのヒアリングを行いました。

そうしたところですね、実態として、御自分でチップパー、大きい物を購入して自家処理している方も結構大勢いらっしゃいます。それから、一部、自分の施設で処理して、一部は廃棄物を処理する業者さんにお任せするっていうような実態がありますので、今までは柏久保の施設が古くてですね、もうお受け出来ないってことでずっときてましたけれど、新ごみのときですね、計画の中にも盛り込まれていますので、受入れていただくってことで、実情をまずはヒアリングをした上で、ごみ減量推進審議会のほうで、いろいろ意見をいただいたところでございます。

Q. じゃあ最後しますけど、そうした必要性っていうのはヒアリングの中から見えてきたわけなんですけど、実際に手数料を決めます、10キロ当たり120円になりますっていう、そのいわゆる手数料自体、これについてはどんな反応がありましたか、事業者の皆さん。

A. 業者の皆様にはですね、120円という案はお示ししておりません。ただ、事業系の方

と家庭系と、そういう比較をしながら検討すると、これから議会に上げるっていうお話をさせていただいています。

具体的には、60円、それから事業系120円というのは、市民の方、あるいは商工会の建設業の方も入ったようなごみ減量化推進審議会のほうで、全協で説明させていただいたような市町の状況ですとか、廃棄物業者に出す場合の単価ですとか、そういうようなごみ処理の基本的な原価ですね、そういうもので設定したって御説明させていただいて、それは妥当性あるだろうという御意見をいただきましたので、議決をいただいた後速やかにですね、こういう設定をさせていただいたということを、御説明させていただきたいと考えております。

Q. ごみ袋と違いましてですね、同じものですので、広域で連携してそういった焼却炉等を建設する場合ですね、一般的には料金体系を統一した上で運営するのが常識だと聞いているんですが、確信じゃないですよ、聞いてるんですが、今回の場合、それはどのように捉えますでしょうか。どう考えたらよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

A. 今回、伊豆市伊豆の国市の組合の業務としては、焼却処理施設ということで、組合の成り立ちから、リサイクルセンターはやむを得ずというところもあったと思いますけど、別々に運営するというので。ただ、区域が隣接しておりますので、議案質疑のときも少しお答えさせていただきましたが、伊豆の国市の出す状況と伊豆市の出す状況を双方で協議をしてですね、伊豆の国市が農土香（のどか：伊豆の国市資源循環センター）へ出すということで、こちらには一切持ち込まないってことですので、そこを調整した上で、我々のほうで価格設定の検討をさせていただきました。

Q. 協議をしたと、話合いの上で結果的になったということですね、わかりました。

これも前、どっかで出たんですが、仮に現在の料金体系のままだと、例えば、伊豆市の林業業者が剪定枝を直接クリーンセンターいずに持ち込まずに、伊豆の国市を經由して、伊豆の国市の業者がクリーンセンターいずに持ち込んだりするような事が起きた場合ですね、あるいは起きるようなことを誘発するように、こういったやり方だとならないでしょうか。どう考えますでしょうか。

A. 受け入れるときにですね、伊豆の国市も、例えば市民の方も直接農土香に持ち込む場合もありますので確認はされてると思いますが、そこをどこまで厳密にやるかってのはですね、一義的には性善説をとりますが、例えば、伊豆の国市も急に量が増えたら、ちょっと抜き打ちで検査しようとか、そのような対応をとるんじゃないか。そこまでち

よっと伺ってないんですけどね。

まずは、一定の確認だけで受入れをしてるんじゃないかなと思います。何も確認せずにですね、受け入れるってことはないと思いますが、その再委託とかそういうところまではですね、ちょっと、なかなかそこまで伺ってませんので、状況を見ながら、急が増えたりしたら、調査の度合いを高めるんじゃないかなということが想定されると思います。

Q. 持ち込まないという前提での料金体制だということですから、これは持ち込むことがないと理解したんです。持ち込むこともあるとなると、前提が狂ってくるんですが。持ち込まないから伊豆市だけで独自に決めたっていう説明ですよ。じゃ、持ち込むことは出来ないってことでもないわけですね。持ち込まれるんですか。

A. 先ほどの、伊豆の国市に持ち込むお話だったと思いますので、伊豆市に高い料金のところへ頼んで持ち込むってことは、もうまずないと思うんです、伊豆の国市の業者が。

Q. ですから、そういうことがあった場合は、想定しないこと的前提条件。

A. もちろんそうです。

Q. もし、高くてもあったらですね、どうなるかっていう話になってこないですかね。

A. 全協のときにいろんな調査の基礎資料として、我々も燃やすときの原価を基準にいろいろ判断したというのと、市内の剪定枝なんかも処理できる廃棄物業者さんが、84円で処理できるんですね、割り返すと10キロ。そうすると、それだったら、生業としての方でしたら84円のほうへ出しますし、ただ、ついでで市内の方ですね市内の業者さんもいろんな量とか場所とかですね、持ち込むことがあると思うんですけど、よそから、その80円の民間の業者さんがある上で、さらにこちらへっていうのは、それは考えにくいんじゃないかなというふうに想定してます。

Q. 万が一あったとしても、あくまでも伊豆の国市の料金で持ち込むってことになるわけですね、前提としては。伊豆市の料金で持ち込むわけじゃないんだよね。伊豆の国市の人は伊豆の国市の料金があって、それでこっちにも持ち込んでもいいということになるわけですよ。違うんですか。

A. 組合とも調整をしております、伊豆の国市は全て農土香へ持ち込みますので、持ち込むことを想定してません、組合でも。

ですから、それは、伊豆の国市の方が間違っただけの場合、農土香に処理をしてもらって案内をしっかりとしたいと思います。

ですから、持ち込むのはもう組合のほうも伊豆市の方しかないという想定をしてい

ます。一般事業系のものもそうですし、市民の場合も、伊豆の国市の方はもう農土香っというふうに周知しておりますので。

A. 伊豆の国市のほうでは、一応、旧の処理施設に個人は持ち込むことになっているので、基本的には新ごみのほうに持ち込むっていうのはない想定になっているそうです。

以上です。

Q. すみません、委託で質問しているものですからお許してください。

あくまでも伊豆の国市の業者が持ってくるという前提で私の質問ですけど、その前提が狂っちゃってるもんで、ちょっと次の質問困ってるんですが、適正な価格じゃないことを迂回しようとしてやったときに、万が一そういったことは犯罪行為になるのかどうかという質問をさせてください。

A. 犯罪っていうのはちょっと定義が難しいんですけど、伊豆市の廃棄物の処理の条例には罰則規定はもちろんないわけですね。ただ審議的にはもちろん、あなたは出せませんという指導はさせていただくようになると思いますけれど、ちょっと、犯罪ってくるのではないかなあという、ルールを守っていただくように指導させていただくことになるかと思います。

Q. 今の議論の中でね、やはりその両市で広域でもの自体を建設したと、運営も一緒にやるという中で、いわゆる一般廃棄物の分別の取扱いであるとか、処理の場所であるとか、その辺が統一されていないわけですよ。これは、一つに廃掃法なりのね、その法律の中で、例えば、伊豆市の一般廃棄物処理条例とか、処理計画とかありますよね。かたや向こうの伊豆の国市はあるわけです。

そうしたものは法律の中で、いわゆるその自治体ごとに処理計画をまとめなきゃいけないとか、処理条例をまとめなきゃいけないってなってるのか。それであれば、例えば広域でこういった形をとるんであれば、一般廃棄物の処理計画も処理条例も、例えばその広域にまたがったものが決めることができるっていうことであれば、協議の場を、僕は個人的には、一部事務組合の議会の中で議論もできるんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺は、今、実際の制度上、どういうふうになってるのか説明してもらいたいんです。

A. もちろん市町ごとにですね、ごみ処理実施計画ってのは毎年こうやりますし、一般廃棄物の処理計画ってのは自治体ごとに作ってるんですけど、この計画はごみ処理全体で、例えば収集運搬ですとか、焼却ですとか、その後の処理ですとか、リサイクルの

関係とか、し尿の関係って全ての廃棄物のことを定めているものはそれぞれの自治体で、今回組合で行うのは、集めた燃やせるごみを焼却するっていう部分だけを担うものですから、ごみ処理施策全部を担うわけではないところでございますので、それぞれが計画を立ててごみ処理量を出して、それをしっかりと焼却処理をする計画は今度組合のほうでやるということですので、それぞれのまずは市町です、全てのごみ処理の計画をつくるというのが仕立てではないかなというふうに思います。

Q. そうすると部長に伺いたいんですけど、組合にはそういったね、焼却炉をこれまでは建設して、これから運営管理をするという一組の果たす役割ってのは規約で定められてますよね。例えば、その規約を変えたとなると、それ以上に例えば手数料についても、両市の一組の中で、議会も含めて決めることができるというような例えば改正が行われたとなると、それは今の状況とは変わってきますか。

A. ちょっと余り事例はないと思うんですけど、環境施策を全部一組でやった場合はですね、もしかすると、手数料も認められるかもしれませんが、ちょっと不勉強ですけど。通常はですね、手数料については市町で収集する内容を決めて、その受付を、委託を受けてお金を取ることは出来ますけれど、それはやっぱり市町の範囲だと思います。

ただ、大きな自治体です、全部の施策をやった場合どうかってのはちょっとわかりませんが、通常はその区分はあるかだと思います。

Q. 先ほど伊豆の国市の方が農土香に剪定枝など持ってくっておっしゃってましたね。もしその伊豆の国市の業者さんが伊豆市に仕事に来て、その剪定枝などは農土香に持っていくというようなことはできるんでしょうか。それとも、伊豆市で出た剪定枝だから、伊豆市のほうに持っていくというような考えになるんでしょうか。

A. 事業系一般廃棄物もここで動き出すところですので、その辺の最後まではですね、伊豆の国市の対応状況を伺っていませんので、もう少し迷うことのないようにですね、打合せをしっかりとしたいと思います。

ベースは、市内の事業活動においてっていうことだと思んですけど、こっだけ近接してる場合、どのようなことができるかってのはしっかりと打合せをしたいと思います。

Q. いろいろな議論があると思いますので、確認の意味で聞きます。

この間説明資料をいただいたときにもですね、近隣の市町の料金の比較っていうの

もあったんですけど、余りにも伊豆の国市が低いので、ごみ袋もそうですけどちょっと混乱が生じているのかなってということだとは思んですけど、今日、剪定枝の話なのでちょっと確認しますが、現状でね、剪定枝の持込みってどのくらいあるかっていうのはわかりますか。伊豆市の剪定枝の持込み、たくさんあるのかそうでもないのかっていう話です。

A. 去年は、10トンほどです。

Q. 主に造園業の方が中心というお話だったんですけども、皆さんは専門家の皆さんは重々承知出してると思うんですけども、公共事業として例えば街路樹であるとか、公共的な施設のものを公共事業として事業者が受けて、事業系の産業廃棄物として出す場合は、ちゃんとマニフェストっていうのを書いて、産業廃棄物を処理できる処理業者の人に出さないと、そのお金が役所からもらえないので、そうなる。それ以外の個人でやってるものを処理するのも、自前のさっき話が出ましたけど、自前の処理をある程度持つてるので、事業者がそんなに大量に剪定枝を市の施設に持込むってあんまり現実的には考えられなくて、そんなに大きい問題じゃないのかなって、実は同業者としては思ってた、今10トンと言いましたよね。2トントラックで5台分しか入ってないってことですよ、ほとんどないに等しい。業者からしてみると。というレベルで、ほとんど、家庭で出たものを、軽トラの後ろに積んで何回も来たぐらいのレベルが足さってもこのぐらいにはなるだろうなってぐらいかなってということなんですけど、実態としてはそんなもんですよね。剪定枝の産廃の実態。

A. 去年はですね、事業系の一般廃棄物は原則お断りをしてたもんで、ちょっと見込みがつかないところがあるんですけど、それこそ家庭で、お持ちいただいたものの総計が10トンぐらいということになるろうかと。

Q. だから、伊豆の国市は花坂にあるところに今持って行ってると思うんですけど、旧の施設っていうのは花坂のことですよ。そこから農土香にまた運ぶんでしょう。それで合ってますか。

A. そちらで間違いないです。

Q. さっきの副委員長の話じゃないですけども、伊豆の国市民じゃなくても多分花坂のところ受入れてくれていて、持って行きたい人は花坂に持っていけば、この伊豆の国市の料金で受けてくれて、伊豆の国市は農土香に持って行くっていう、そういうことですよ。それは可能ってことですよ。

A. はい、そちらは可能だと思います。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第87号 工事請負契約の締結について ((仮称) 伊豆市リサイクルセンター)

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. よろしくお願いします。

こちらがリサイクルの、また計画を立ててやってくださるということがよくわかりましたが、一応議決の翌日からやるということでこちらに書いてありますけど、今のところ私たちは処理場に持ってって、燃えるごみは燃えるごみで捨てて、その後車に乗ってフィルムを置くところ、それから製品を置くところ、それから新聞を置くところ、段ボールのところって行って、こうやってぐるっと回っていつも帰ってくるんですけど、その形態はこの議決の後、どのように変わる、しばらくはそのままでしょうか。それともすごい市民にとってはそれが大事なことだと思しますので、どうなっているでしょうか。

A. ちょっと図面もなく説明が伝わりにくかったら申し訳ありません。

今事務所がある少し下に、そういう処分場の間に、平場の駐車場がある施設が大体です。その仮の受入れ施設っていうのをまず造りまして、結局、解体とか工事をしながらも受入れをします。まず受入れヤードを造ってですね、その奥のほうを壊して行って、新しいストックヤードですとか、安全性を管理しながら造っていきながら、そっちが出来たらストックヤードを替えながら、最終的には焼却施設を解体するというような順を追ってですね、運営をしながら、安全を確保をしながらっていう計画になっておりまして、業者からもそういう提案をもとにきております。

具体的には、委託を、これから契約を締結した後、詳細設計に入っていきますので、今年度末、来年度頭ぐらいに具体的なところを詰めていくということになるかと思えます。

Q. わかりました。やはり古着なんかも今は置くところがありますけど、SDGsで、やは

りすごく大切なことだから、ぜひそれらも漏れのないように置場所を決定していただきたいと思います。

以上です。

Q. 議案によりますと、中豆・小野特定建設工事共同企業体が契約の相手方ということで、契約の方法については公募型の簡易プロポーザルの随契ということなんですけども、この企業体が提案してきた内容で、特徴的な提案であるとか、例えば、プレス機なんかもね、今稼働してないと思うんですけども、これから稼働するということになると、騒音の問題とかいろいろあると思うんですが、その辺についての提案というのはどんな感じの提案がありましたか。

A. プロポのほうではですね、例えば環境への配慮ですとか、でき上がったときの市民の皆さんが搬出する場所の利便性の高さですとか、いろんな項目をもとに提案内容を確認しております。

最終的には、もちろん総合的な点数でですね、金額も含めてですね、評価され、優先候補者が決まっているわけですけど、その中には仕様書にもうたっていて、例えば缶プレス機とかは音が出ますので、環境基準である54デシベルだったらそれ以下ということも定めていて、もちろん、提案もそういう基準を守って防音設備をすとか、そういう提案をしていただいていますので、具体的にはこれから設計が出ますけれど、方向性としては、しっかりその辺も提案の中に入っております。

Q. 今回の要望の中で、それぞれ評価されてると思うんですけど、すみません、これ確認なんですけど、これ随契なんですけど、1社ということでもろしかったでしたっけ。で、評価点というのは何点でしたか。

A. プロポーザルに応募いただいた方は2社ございまして、中豆・小野のJVはですね、優先候補者となりました。で、150点満点で採点をいたしまして、優先候補者が118.6点。次点のものが110.1点でございました。

(委員外議員) 小長谷順二議員

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。